

2024年における保税関係非違状況一覧【全国分】

【記帳義務違反（その他）】

	発見端緒	違反事実概要	備考
1	倉主以外からの通報	見本持出申請がされていない事に気が付かず、当該許可書の確認をすることなく外国貨物を搬出し、当該事実については通関業者から通報があったもの。	
2	倉主からの申し出	老朽化したタンク1基が保税蔵置場であることを見落とし、貨物収容能力増減等の届を税関に事前提出することなく、タンクの撤去・更新作業を開始したもの。	
3	倉主からの申し出	マニュアル台帳で管理している蔵入承認貨物1件について、蔵置期間の延長申請を失念し、蔵入承認の日から2年を経過して蔵置していた事実が判明したもの。	
4	倉主からの申し出	蔵入承認等の手続きをせずに搬入日から3カ月を超えて保管されていることが判明したもの。	
5	保税業務検査	保税業務検査時に、保税蔵置場（屋外）部分に、図面にはない倉庫の存在を確認したため確認したところ、税関に対し届出をせずに倉庫建設工事を実施したことが判明したもの。	
6	保税業務検査	保税業務検査において、蔵入承認を受けることなく、外国貨物を搬入から3か月を超えて蔵置したものの6件を確認したもの（担当者が業務多忙を理由に管理資料（「長期蔵置貨物情報」及び「在庫状況照会」）の確認を怠っていた）。	
7	保税業務検査	保税工場（保税工場の保税地域コード）において、輸出申告を行った事実が判明したもの。	